

石巻市監査委員告示第4号

平成30年2月21日付け石巻市監査委員告示第2号で公表した教育委員会の定期監査結果報告について、石巻市教育委員会教育長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成30年3月15日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 渡辺拓朗

石巻市監査委員 堀内賢市 殿

石巻市監査委員 矢川昌宏 殿

石巻市監査委員 渡辺拓朗 殿

石巻市教育委員会

教育長 境直彦

## 監査結果に係る措置について

平成30年2月21日付け石監第24号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

## 記

## 1 平成26年度の定期監査において指摘したにもかかわらず、改善が見られない事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
学校教育課 【基本的事項】 文書収発簿において、文書の処理経過が記載されていないものが見受けられたので、漏れなく記載すること。	学校教育課 【基本的事項】 文書収発簿につきましては、職員に教育委員会文書取扱規程等を周知徹底させるとともに、適切な事務処理に努めてまいります。

## 2 平成26年度の定期監査において、監査結果報告に添える意見として適正な事務処理を求めたにもかかわらず、改善が見られない事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
学校教育課 【学校徴収金】 学校徴収金は保護者が負担する私費であり、その会計は地方自治法（昭和22年法律第67号）の定める「公費会計」にあらず、その内容、使途の適法性について監査の対象とならないが、石巻市立小中学校学校徴収金事務取扱規程（平成18年教育委員会訓令第12号。以下「規程」という。）により、学校徴収金の	学校教育課 【学校徴収金】 今回の件については、御指摘のとおり前回の定期監査において「監査結果報告に添える意見」の中で規程の改正や学校徴収金等に対する教育委員会としてのかかわり方について見直しを行うよう意見されたことから、全小・中学校に対し平成25年度、26年度の会計事務の再チェックを指示するとともに、平成27年度には石巻

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>責任者は学校長とし、教育委員会が助言又は指導する権限を有している事実に着目して、その範囲において監査（一般事務としての行政監査）を実施したところ、次のとおり不適正な事務処理が見受けられた。</p> <p>給食費会計においては、本来、毎年度末に児童・生徒の卒業等に当たり、精算・返還を行い残高がゼロとなり繰越金が発生することがないにもかかわらず、残高が存在している学校があったため調査したところ、平成26年度及び平成27年度において、保護者への未還付が原因であることが判明した。</p> <p>学校徴収金の取扱いについては、前回（平成26年度）の定期監査において、「監査結果報告に添える意見」の中で規程の改正や学校徴収金等に対する教育委員会としてのかかわり方について見直しを行うよう意見したところである。</p> <p>当該意見を受け、教育委員会は全小・中学校に対し平成25年度、26年度の会計事務の再チェックを指示するとともに、規程の改正も行い「事故が発生するおそれがある」と認めた時点で校長は教育長に検査の結果を報告しなければならないとした。</p> <p>しかしながら、今回の事案は平成26年度から発生しており、人事異動による事務職員等の不十分な事務引継ぎ、規程の理解不足及び事態の認識不足により事案発生から調査処理するまで問題が先送りされていたことは誠に残念でならない。</p> <p>今後、同様の事案が発生することのないよう各校長に対し改めて自ら果たすべき</p>	<p>市立小中学校学校徴収金事務取扱規程の改正も行い、「事故が発生するおそれがある」と認めた時点で校長は教育長に検査の結果を報告しなければならないとしたところでありますが、給食費の未還付があったこと、定期監査まで教育委員会への報告も怠っていたことが判明しました。</p> <p>今回の事案を受け、全小・中学校長へ人事異動による徴収事務等の事務引継ぎの徹底、規程の周知及び適正な事務処理を行うため、校内での監査体制の強化を図るよう指導するとともに、教育委員会としても事務指導の在り方を再度見直し、学校に対する管理監督をこれまで以上に細やかに行い、同様の事案が発生することのないよう努めてまいります。</p> <p>なお、還付処理については平成30年2月15日から電話連絡を開始し、3月中旬までの完了を目標に作業を進めております。</p>

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>役割を十分認識させ、規程に則した事務を行うよう指導を徹底されたい。</p> <p>また、市内全ての小・中学校に対し学校徴収金を含む学校事務の指導を毎年度実施しているにもかかわらず、今回の事案が発生したことを重く受け止め、事務指導の内容をより実効性のあるものに見直しするなどし、積極的に学校と協力し、公費に準じた適正な会計処理の実現に努めるよう強く望むものである。</p>	